

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監事候補者選考会議規程

令和2年3月25日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号。以下「規則」という。）第11条の2第2項の規定に基づき、監事候補者選考会議（以下「監事選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 監事選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 監事に求める役割及び人材像等の策定に関すること。
- (2) 監事候補者の選考に関すること。
- (3) その他監事候補者の選考に関し監事選考会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 監事選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事のうち学長が指名する者 1名
- (3) 規則第21条第3項第5号に規定する経営協議会委員のうち学長が指名する者 1名

(議長)

第4条 監事選考会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、監事選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

(議決の方法)

第5条 監事選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 監事選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を監事選考会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 監事選考会議に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、監事選考会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。